

## 北広島町ふるさと寄附返礼品協力事業者募集要項

### 1. 目的

ふるさと納税（寄附金）制度を活用し、北広島町のプロモーションを行うとともに、北広島町への寄附促進、地場産品などのPR、販売促進、地元企業の活性化などの相乗効果を図ることを目的として、ふるさと寄附による寄附者に対し、返礼品等として贈呈する商品やサービスを提供する事業者（以下「協力事業者」という。）を募集する。

### 2. 委託事業者

北広島町のふるさと寄附返礼品等の管理における業務全般は、下記事業者へ委託している。したがって、事業者登録においては下記事業者各々が定める、ふるさと納税のお礼品にかかる売買に関する基本契約約款への同意を要する。

①委託事業者名：株式会社さとふる

住 所：東京都中央区京橋二丁目 2-1 京橋江戸グラン 13階

②委託事業者名：一般社団法人 北広島町まちづくり会社はなえーる

住 所：広島県山県郡北広島町有田 1234 番地

### 3. 協力事業者の要件

原則、北広島町内に本社、営業所、製造所、加工所、その他の類する施設のいずれかを有する法人、団体、個人事業者、及び、第4項に規定する要件を満たす返礼品等を取り扱う代理店等で、次に掲げる要件を満たしている者とする。

- (1) 各種法、条例、規則等に沿った生産、製造、販売を行っていること。
- (2) 町税等の滞納がないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団、暴力団員又は当該暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (4) 本事業の目的に賛同し、返礼品等及びサービスの提供に関する苦情等に対し、責任を持った対応が可能であること。

### 4. 返礼品等の要件

次のいずれの要件も満たす商品等とし、ふるさと納税制度の返礼品等としてふさわしいものであることとする。

- (1) 以下の総務省が定める地場産品基準のいずれかに該当すること。
  - ア. 北広島町内で生産されたもの。
  - イ. 北広島町内で返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたもの。
  - ウ. 北広島町内で返礼品等の製造、加工その他工程のうち主要な部分を行うことによ

り相応の付加価値が生じているもの。

エ. 北広島町内で生産されたものであって、近隣の自治体で生産されたものと混在することが避けられないもの（米など）。

オ. 北広島町の広報のために生産された北広島町のキャラクターグッズ、オリジナルグッズ、その他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から北広島町の独自の返礼品等であることが明白なもの。

カ. 関連ある複数の返礼品をセットで提供する場合、主要なものが北広島町の特産品など基準に該当するものであること。

キ. 北広島町内で返礼品等として提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が北広島町と相当程度関連性のあるもの。

- (2) 北広島町の魅力のPR及びイメージアップにつながるものであること。
- (3) 品質及び数量の面において、安定供給が見込めること。ただし、期間限定、数量限定で供給可能なものは取り扱うこととする。
- (4) 飲食物については、寄附者に商品到着後5日以上の賞味期限が保証されていること。

※上記要件に該当していても、返礼品等として適当でないと認めた場合は、承認できない場合がある。

## 5. 応募方法

「ふるさと寄附新規事業者登録希望届」（様式第1号）を北広島町役場 まちづくり推進課へ提出すること。

## 6. 留意事項

- (1) 協力事業者は、返礼品等の品質等に関して寄附者から苦情等があった場合には、真摯に対応し解決に努めなければならない。品質等による保証やクレーム対応について、町は一切の責任を負わない。なお、同様のクレームが多発する場合には、返礼品としての取り扱いを停止する。
- (2) 申請内容に虚偽があった場合や町に損害を及ぼす行為があったと認める場合、または事業者又は返礼品等が本要項に定める要件に適合しなくなったと認める場合、その登録を取り消すことがある。
- (3) 返礼品等は、寄附者より申込時に選択された場合に提供をお願いするものであり、選択されない場合もある。
- (4) ふるさと納税制度及び返礼品について、総務省からの見直し等の通知があった場合は、要件等を変更する場合がある。
- (5) 登録された返礼品等は、以下の全て又は一部のポータルサイトに掲載する。

・さとふる      ・ふるさとチョイス      ・楽天ふるさと納税

・ANAのふるさと納税 ・ふるなび

- (6) 協力事業者は、寄附申込を受け付けるポータルサイトによって、ふるさと寄附返礼品等の管理における業務を行う委託事業者がそれぞれ異なることについて了承するものとする。
- (7) その他、本募集要項に定めのない事項及び解釈に疑義の生じる事項については、随時内部協議のうえ決定する。また、本町のふるさと納税（寄附金）制度の運営体制に応じて、本募集要項の内容を変更する場合がある。

様式第1号

年 月 日

北広島町 まちづくり推進課  
ふるさと寄附担当者 宛

届出者名： \_\_\_\_\_

電話番号： \_\_\_\_\_

### ふるさと寄附新規事業者登録希望届

ふるさと寄附返礼品出品者として、新規事業者登録を希望します。また、以下の情報について株式会社さとふる及び（一社）北広島町まちづくり会社はなえーるへ提供されることに同意します。

事業者名	
担当者名	
電話番号	
メールアドレス	

※以下 まちづくり推進課記入欄

決 裁 欄	課長	課長補佐	係長	係

委託事業者への情報提供日	令和 年 月 日
情報提供職員名	